

(仮称) 伊丹市安全・安心見守りカメラについて

現在、本市では、安全で安心なまちづくりの実現のため、通学路を中心とした市内各所に(仮称)安全・安心見守りカメラ(以下「見守りカメラ」という。)の設置を予定しております。

防犯・防災・減災を目的とした見守りカメラを設置し、更なる市民の安全・安心の拡充を図っていきます。

用途・設置場所等につきましては、以下のとおりとなります。

《背景》

- ❖ 近年、全国で児童・生徒が巻き込まれる痛ましい事件が多発していることや、市内においても不審者の出没やひったくり事件が発生していることなど、児童・生徒をはじめ、市民の皆様の安全・安心を脅かす事象が多く発生しています。
- ❖ 昨年市内で発生した局地的豪雨等により生じた道路等の冠水の経験から、市内の水害多発地域の状況を迅速に把握する必要が生じています。

《用途》

- ❖ 犯罪等の抑止
- ❖ 災害発生時の監視や災害発生後の検証
- ❖ 犯罪等の早期解決
- ❖ 特異行方不明者の捜索(※注釈参照)
- ❖ 交通政策に関すること

※上記以外の用途では、見守りカメラにより撮影された画像を利用及び提供しません。

《設置場所》

- ❖ 道路(通学路を中心とする)
- ❖ 公園・広場
- ❖ 河川等

※具体的な設置箇所については、小学校区毎に設置場所検討会を実施し、設置箇所について地域の合意をいただきます。

《設置台数》

- (1) 地域防犯を目的とした見守りカメラ 850台 (各小学校区50台)
- (2) 防災・減災を目的とした見守りカメラ 150台

※上記は予定台数であり、小学校区の規模等により変更することがあります。

《個人情報の取扱い》

- ❖ 見守りカメラの設置については、誰にでもわかるよう見やすい場所に、設置していることを表示します。
- ❖ 見守りカメラの運用及び撮影された画像データの収集並びに取扱いについては、伊丹市個人情報保護条例を遵守し、市民等のプライバシーを保護します。
- ❖ 見守りカメラで撮影された画像は、おおむね1週間保存し、保存期間が終了した画像は、上書きにより自動的に消去されます。
- ❖ 見守りカメラの画像の取扱いについては責任者を設置し、責任者の命令のもと、見守りカメラの画像を取扱うことのできる職員は限定し、画像から知り得た情報を正当な理由なく第三者に提供しません。また、不正にその管理・運用を行った場合は、法令等により処罰されます。公務員の職でなくなった後においても同様です。

《設置予定》

平成28年1月から

(注釈)

特異行方不明者とは

行方不明者発見活動に関する規則（平成二十一年十二月十一日国家公安委員会規則第十三号）
第2条第2項に規定する行方不明者。

(定義)

第二条 この規則において「行方不明者」とは、生活の本拠を離れ、その行方が明らかでない者であって、第六条第一項の規定により届出がなされたものをいう。

2 この規則において「特異行方不明者」とは、行方不明者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 殺人、誘拐等の犯罪により、その生命又は身体に危険が生じているおそれがある者
- 二 少年の福祉を害する犯罪の被害にあうおそれがある者
- 三 行方不明となる直前の行動その他の事情に照らして、水難、交通事故その他の生命にかかわる事故に遭遇しているおそれがある者
- 四 遺書があること、平素の言動その他の事情に照らして、自殺のおそれがある者
- 五 精神障害の状態にあること、危険物を携帯していることその他の事情に照らして、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある者
- 六 病人、高齢者、年少者その他の者であって、自救能力がないことにより、その生命又は身体に危険が生じるおそれがあるもの